

店頭
限定

クレディ・スイス・エイ・ジー
2021年1月22日満期 早期償還条項付
ノックイン型日経平均株価連動 円建社債
(パワーリターン日経平均1901)

期 間

約 2 年

利 率

年率 1.88% (税引前)

本社債のおもな特徴

- 本社債は、**日経平均株価**に連動する円建ての仕組債です。
- 元本について、日経平均株価の変動リスクを取ることで、同発行会社・同期間の円建て普通社債に比べ高い利金を受け取れる可能性があります。その一方でそのような普通社債に比べ高リスクとなります。

期間について

- 期間は約2年です。
- 早期償還される可能性があります。

利率について

- 通期にわたり固定利率です。
- 初回利払いの利子計算期間は受渡日から2019年4月22日(83日間)となり、利子は日割り計算されます。

償還金額について

- 日経平均株価の推移によっては、**額面割れで償還される可能性があります。**

— ご購入にあたっては必ず目論見書および契約締結前交付書面をご確認ください —

目論見書は新生銀行の店頭にてお渡ししております(一部の店舗を除く)。

お取扱いは店頭のみになります。新生パワーコール(お電話)およびインターネットでのお取扱いはできません。

販売額に限りがありますので、ご購入いただけないことがあります。



「複雑な仕組債」は、デリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品です。お客さまの年齢等により詳細な説明や契約をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。



販売取扱登録金融機関・売買取扱人

商号等: 株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会



委託金融商品取引業者・売出人

商号等: 新生証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第95号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お申し込みメモ

- 売出期間 2019年1月18日～2019年1月28日
- 申込単位 額面500万円
- 売出価格 額面金額の100%
- 受渡日 2019年1月29日

本社債の条件概要

- 発行会社 クレディ・スイス・エイ・ジー
- 発行日 2019年1月28日
- 条件設定日 2019年1月29日
- 償還日 2021年1月22日(ただし、償還日より前に償還される可能性があります)
- 利払日 1月、4月、7月、10月の各22日
- 利率(税引前) 固定利率: 年率 **1.88%(税引前)**
 - ・ 受渡日から付利されます。また、利率は年率での表示であり、各利払日における利金額は利子計算期間(3ヵ月)相当額となります。ただし、初回利払いの利子計算期間は受渡日から2019年4月22日まで(83日間)となり、初回利払日には、額面金額500万円あたり21,672円(税引前)の利子が支払われます。
- 行使価格 条件設定日の日経平均株価終値
- 早期償還条項 早期償還評価日の日経平均株価終値が早期償還判定価格と等しいかそれを上回った場合にはその直後の利払日に額面金額の100%で早期償還されます。
 - ・ 早期償還条項は、ノックイン事由が発生したか否かに関わらず適用されます。
- 早期償還評価日 2019年7月22日(※)以降の償還日を除く各利払日の10予定取引所営業日前の日
※2回目の利払日
- 早期償還判定価格

早期償還評価日	該当する利払月	早期償還判定価格
1回目	2019年 7月	行使価格×105%
2回目	2019年10月	行使価格×104%
3回目	2020年 1月	行使価格×103%
4回目	2020年 4月	行使価格×102%
5回目	2020年 7月	行使価格×101%
6回目	2020年10月	行使価格×100%

(小数第3位を切り捨て)
- 満期償還額 償還日より前に償還されなかった場合、下記にて満期償還されます。
 - ノックイン事由が発生しなかった場合
⇒ **額面金額の100%**
 - ノックイン事由が発生した場合
⇒ **額面金額 × 最終評価価格 ÷ 行使価格**
(ただし、額面金額の100%を超えることはありません)
- ノックイン事由 観測期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン価格と等しいかそれを下回ること
- 観測期間 2019年1月30日(条件設定日の翌予定取引所営業日)から満期償還額計算日まで
- 満期償還額計算日 2021年1月22日(償還日)の10予定取引所営業日前の日
- ノックイン価格 行使価格の**69%**(小数第3位を切り捨て)
- 最終評価価格 満期償還額計算日における日経平均株価終値

◎ 利払日、償還日が所定の休日である場合には、当該利払日、償還日は翌営業日となります。ただし、翌営業日が翌月となる場合は前営業日となります。詳しくは目論見書をご確認ください。なお本社債は、海外発行の社債であるため、利金・償還金の国内支払日は、原則利払日、償還日の翌々営業日以降となります。

償還方法の決定

● 本社債は、日経平均株価の推移により償還方法が決定されます。

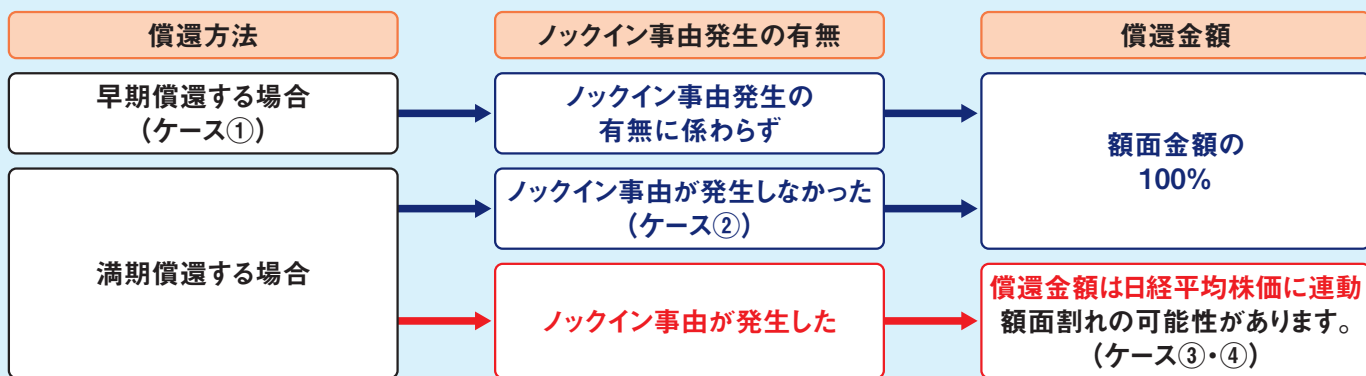
満期償還を迎えた場合で、かつノックイン事由が発生した場合は、満期償還額が日経平均株価に連動して決定されます。したがって最終評価価格によっては、**満期償還額が額面金額の100%を下回る可能性があります。**早期償還される場合は、額面金額の100%で償還されます。(ノックイン事由発生の有無を問いません。)

ノックイン事由 観測期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン価格と等しいかそれを下回ること

最終評価価格 満期償還額計算日(※)における日経平均株価終値
※2021年1月22日(償還日)の10予定取引所営業日前の日

償還チャート

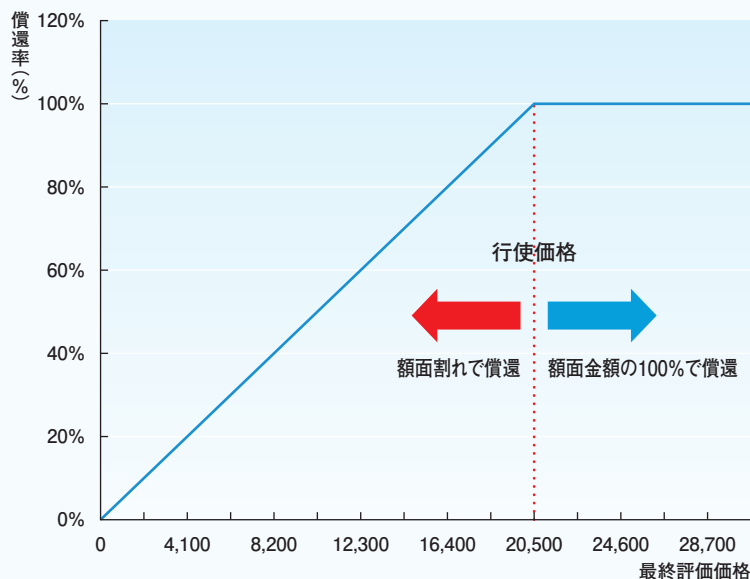
償還方法・金額の決定



ノックイン事由が発生した場合の満期償還額のシミュレーション

行使価格を20,500円と仮定したときの最終評価価格と満期償還額との関係

最終評価価格(仮)	行使価格比	満期償還額 (1券面あたり)	償還率 (額面对比)
24,600	120%	¥5,000,000	100%
22,550	110%	¥5,000,000	100%
20,500	100%	¥5,000,000	100%
18,450	90%	¥4,500,000	90%
16,400	80%	¥4,000,000	80%
14,350	70%	¥3,500,000	70%
12,300	60%	¥3,000,000	60%
10,250	50%	¥2,500,000	50%
8,200	40%	¥2,000,000	40%
6,150	30%	¥1,500,000	30%
4,100	20%	¥1,000,000	20%
2,050	10%	¥500,000	10%
0	0%	¥0	0%



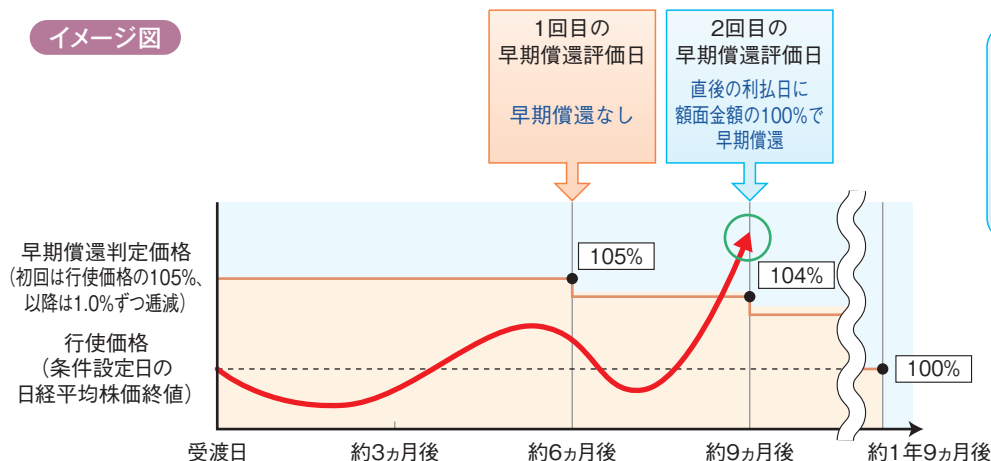
◎ 償還金額は額面金額の100%を超えることはありません。

お客様の参考のために作成したシミュレーションであり実際の取引条件を表したものではありません。また全てのケースを表したものではありません。水準は仮の数値であり、市場実勢により変化します。

額面金額の100%で償還

ケース① 早期償還するケース

イメージ図

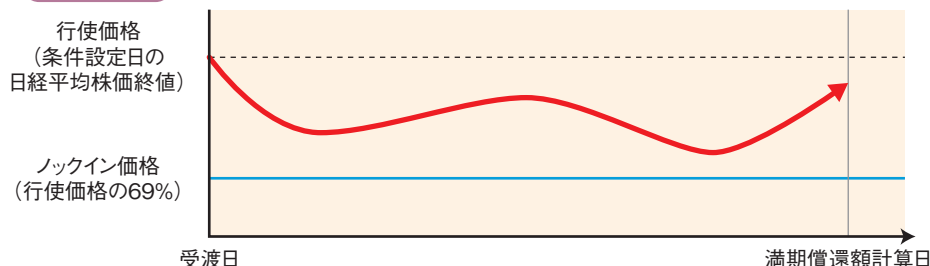


早期償還評価日の日経平均株価終値が、早期償還判定価格と等しいかそれを上回った場合
その直後の利払日に額面金額の100%で早期償還されます。

※ロックイン事由が発生した場合でも、早期償還される場合には、額面金額の100%で償還されます。

ケース② ノックイン事由が発生せず満期償還を迎えるケース

イメージ図

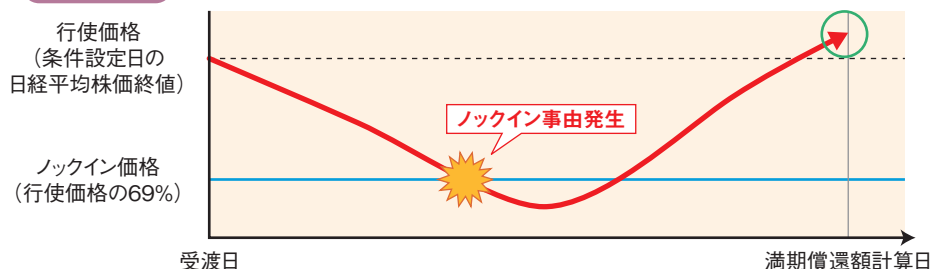


観測期間中の日経平均株価終値が一度もノックイン価格と等しいかそれを下回らなかった場合

額面金額の100%で満期償還されます。

ケース③ ノックイン事由が発生し、最終評価価格が行使価格と等しいかそれを上回り満期償還を迎えるケース

イメージ図

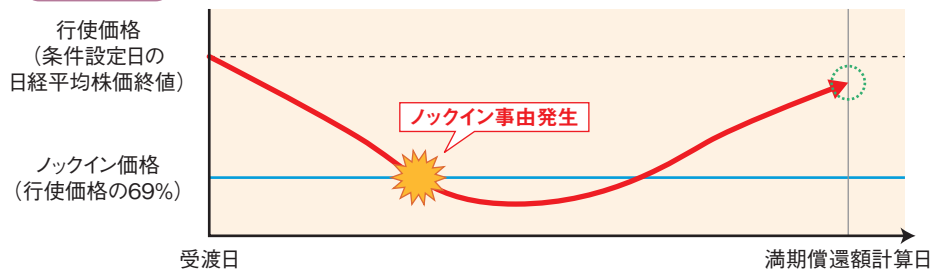


ノックイン事由が発生した場合でも最終評価価格が行使価格と等しいかそれを上回った場合
額面金額の100%で満期償還されます。

額面割れで償還

ケース④ ノックイン事由が発生し、最終評価価格が行使価格を下回り満期償還を迎えるケース

イメージ図



下記の算式に基づき満期償還額が決定されます。

$$\text{額面金額500万円} \times \frac{\text{最終評価価格}}{\text{行使価格}}$$

(1円未満を四捨五入)

償還金額は額面金額を下回ります。

日経平均株価の推移(参考情報)

単位:円

30,000

25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

0

過去20年間の推移(月次)



単位:円

25,000

24,000

23,000

22,000

21,000

20,000

19,000

18,000

17,000

16,000

15,000

14,000

13,000

12,000

過去3年間の推移(日次)



※ブルームバーグのデータを元に新生証券が作成。過去の推移は将来の動向を示唆するものではありません。

CREDIT SUISSE クレディ・スイス・エイ・ジー

概要

クレディ・スイス・エイ・ジー(以下、「当行」といいます。)は、1856年に「Schweizerische Kreditanstalt」の名称で株式会社(公開有限会社)として設立されました。2005年のクレディ・スイスとクレディ・スイス・ファースト・ボストンの合併を経て、2009年にクレディ・スイス・エイ・ジーに商号変更し、現在に至ります。

当行は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービスおよび取引活動を行っています。2017年12月31日現在、フルタイム換算で12,090人(うちスイスに7,500人)の従業員を擁しています。

長期格付

A1(ムーディーズ)、A(S&P)、A(フィッチ)

※上記格付は2019年1月11日現在

※上記格付は金融商品取引法に基づく信用格付業者としての登録を受けていない格付業者が付与したものです(無登録格付)。無登録格付については「無登録格付に関する説明書」をご確認下さい。また本社債に付与された格付ではありません。

事業概要(クレディ・スイス・グループ)

クレディ・スイス・グループとは、クレディ・スイス・エイ・ジーの親会社であるクレディ・スイス・グループAGおよびその連結子会社をいいます。

スイス・ユニバーサル・バンク部門	スイス・ユニバーサル・バンク部門は、主にスイスを拠点とする個人、法人および諸機関の顧客に対して包括的なアドバイスおよび広範囲にわたる財務ソリューションを提供しています。
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門は、欧州、中東、アフリカおよび中南米の富裕層および外部資産運用会社に対して包括的なアドバイザリー・サービスおよびニーズに応じた投資および金融ソリューションを提供しています。
アジア太平洋部門	アジア太平洋部門は、顧客の個人資産および事業ニーズに合致したアドバイザリー・サービスおよびソリューションの包括的なサービスを提供しています。
グローバル・マーケッツ部門	グローバル・マーケッツ部門は、顧客主導型の事業に幅広い金融商品およびサービスを提供しています。また、クレディ・スイス・グループのプライベート・バンキング事業、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門およびアジア太平洋部門とその顧客を支援しています。
インベストメント・バンキング & キャピタル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門は、大手の法人、金融機関、金融スポンサー、超富裕層、政府系企業に対して、幅広い投資銀行の商品およびサービスを提供しています。

財務状況(クレディ・スイス・エイ・ジーおよびその子会社連結)	(単位:百万スイス・フラン)	
	2017年12月31日	2016年12月31日
資産合計	798,372	822,065
負債合計	754,822	778,207
持分合計	43,550	43,858
純収益	20,965	20,393
当期純利益	▲1,228	▲2,889

発行会社が提供している公開情報に基づき新生証券が作成したものです。新生証券は内容の確実性あるいは完全性を保証するものではなく、記載された情報に変更や修正がない旨を示唆するものではありません。また本資料に記載された情報は今後通知なく変更される場合があります。

(出典)発行会社の有価証券報告書(2017年12月31日終了事業年度)

本社債の主なリスク

- **発行会社の信用度に関するリスク(信用リスク):** 本社債は、発行会社の無担保の一般債務です。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされています。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は、悪影響を受けます。
- **元本リスク:** 本社債は、早期償還されず、所定の観測期間中において、日経平均株価終値が所定のノックイン価格と等しいかそれを下回った場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性があります。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。
- **本社債の流通市場の不存在(流動性リスク):** 本社債を中途売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負いません。また、たとえ流動性があっても、本社債権者は、日経平均株価水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性があります。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、償還日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合のみ、本社債に投資すべきです。
- **早期償還リスク:** 本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがあります。本社債が償還日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日(いずれも当日を含まない。)までの利息を受け取れますが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる早期償還された金額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。
- **投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク(機会費用損失リスク):** 本社債の償還日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあります。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともあります。
- **中途売却価格に影響する要因(価格変動リスク):** 償還日前の本社債の価格は、日経平均株価、日経平均株価の予想変動率、早期償還評価日又は満期までの残存期間、配当利回りと保有コスト、金利、発行会社の格付等様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響します。

ご投資にあたっての留意点

- お取引はお客さまご自身の責任と判断で行っていただく必要があります。
- 販売額に限りがありますので、ご購入いただけないことがあります。
- 本社債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

金融商品仲介におけるお取引に係る留意点

- 新生銀行(販売取扱登録金融機関・売買取扱人)は新生証券(委託金融商品取引業者・売出人)の委託を受けて金融商品仲介を行うものであり、本社債のお取引は、新生証券とのお取引になります。新生銀行はご注文のお申込みを新生証券に取次ぎ、新生証券が受注・執行を行います。新生証券と新生銀行は別法人です。
- 本社債のご購入に際しては新生証券における外国証券取引口座の開設が必要となります。本社債は、新生証券での保護預りとなります。
- **本社債は、銀行の預金ではなく、預金保険の対象ではありません。**
- 本社債のお取引が、新生銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 新生銀行からの借入金を前提とした本社債のご購入はできません。また本社債が新生銀行における融資等の担保となることはありません。

手数料など諸費用について

- 本社債のご購入にあたっては、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ご購入いただいた社債を新生証券で保護預りさせていただく際の口座管理手数料は無料です。

本社債に関する租税の概要(個人のお客さま)

日本の税務当局は本社債についての課税上の取り扱いを明確にしています。以下は本社債に関して一般的と思われる取り扱いを述べておりますが、税務当局が異なる判断をした場合には取り扱いが著しく異なる可能性があります。また将来において取り扱いが変更される可能性もあります。なお詳細につきましては、税理士等の専門家や所轄の税務署にご相談ください。

- 本社債の利子は、利子所得として20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となります。
- 本社債の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として20.315%(15%の所得税、復興特別所得税(所得税額の2.1%)および5%の地方税の合計)の申告分離課税の対象となります。
- 本社債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

※復興特別所得税とは、2013年から2037年までの間に所得税とあわせて徴収されるものです。

本社債に関する連絡先

お取引のある新生銀行の窓口までお尋ねください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者などは、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨および登録の意義などを顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保などの業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針などの作成および公表・説明書類の公衆縦覧などの情報開示義務などの規制を受けるとともに、報告徴求、立入検査、業務改善命令などの金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

信用格付を付与した者は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス <ul style="list-style-type: none">● 格付会社グループの呼称などについて ムーディーズ・インベスターズ・サービス グループ内の信用格付業者の名称：ムーディーズ・ジャパン株式会社 登録番号：金融庁長官（格付）第2号● 信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。● 信用格付の前提、意義および限界について ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。
S&Pグローバル・レーティング(S&P) <ul style="list-style-type: none">● 格付会社グループの呼称などについて S&Pグローバル・レーティング グループ内の信用格付業者の名称：S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 登録番号：金融庁長官（格付）第5号● 信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered）に掲載されております。● 信用格付の前提、意義および限界について S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。
フィッチ・レーティングス <ul style="list-style-type: none">● 格付会社グループの呼称などについて フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。） グループ内の信用格付業者の名称：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 登録番号：金融庁長官（格付）第7号● 信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/site/japan/）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。● 信用格付の前提、意義および限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。フィッチは、格付の付与・維持において、発行体など信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査および当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年1月11日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。